

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

香川県知事 浜田恵造

## 香川県規則第19号

### 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定有害物質) 第31条 略 (1)～(9) 略 (10) <u>1, 2-ジクロロエチレン</u> (11)～(26) 略	(特定有害物質) 第31条 条例第44条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。 (1)～(9) 略 (10) <u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u> (11)～(26) 略
(土壤又は地下水の汚染に係る基準) 第35条 略	(土壤又は地下水の汚染に係る基準) 第35条 略
<u>(汚染発見時の届出を要しない場合)</u> <u>第35条の2 条例第50条の規則で定める場合は、土壤の汚染を発見した場合であって、その発見が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項若しくは第8項、第4条第3項若しくは第5条第1項の規定による調査によるものであるとき、同法第4条第2項の規定により提出したとき、又は同法第14条第1項の規定により申請したときとする。</u>	
(土壤又は地下水の汚染発見時の届出) 第36条 略	(土壤又は地下水の汚染発見時の届出) 第36条 略
(土壤汚染関係施設の廃止時の調査等) 第41条 略 2 略 3 略	(土壤汚染関係施設の廃止時の調査等) 第41条 略 2 略 3 条例第56条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に、土壤汚染調査結果報告書（第12号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、

(1) 当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者である場合（条例第56条第1項ただし書の確認（以下この条及び第47条において単に「確認」という。）を受けた場合を除く。）当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された日  
(2)・(3) 略

4 前項の報告書には、土壤汚染調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握）

第42条 土壤汚染調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、調査対象地の利用の状況並びに調査対象物質及び調査対象物質を含む固体若しくは液体（以下「調査対象物質等」という。）の製造、使用、処理又は貯蔵（以下「取扱い」という。）の状況を、調査実施者が容易に入手することができると認められる範囲内で把握するものとする。

2 略

（試料採取等を行う区画の選定）

第43条 略

（調査対象地が複数ある場合等の区画の特例）

第43条の2 調査実施者は、土壤汚染調査を行う場合において、当該土壤汚染調査に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第1項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。

2 調査実施者は、土壤汚染調査を行う場合において、当該土壤汚染調査に係る土地の区域内において、過去に行った土壤汚染調査があるときは、前条第1項本文の規定にかかわらず、当該過去に行った土壤汚染調査の起点

知事は、当該報告を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

(1) 当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者である場合（条例第56条第1項ただし書の確認（以下単に「確認」という。）を受けた場合を除く。）当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された日  
(2)・(3) 略

（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握）

第42条 土壤汚染調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、土壤汚染調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）の利用の状況並びに調査対象物質及び調査対象物質を含む固体若しくは液体（以下「調査対象物質等」という。）の製造、使用、処理又は貯蔵（以下「取扱い」という。）の状況を、調査実施者が容易に入手することができると認められる範囲内で把握するものとする。

2 略

（試料採取等を行う区画の選定）

第43条 略

を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画することができる。

(試料採取等の実施)

第44条 調査実施者は、第43条第3項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、次の各号に掲げる調査対象物質の区分に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

3 略

(1) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかである場合（汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合を除く。）には当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壤（地表から深さ10メートルまでにある土壤に限る。）を、汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には地表から深さ5センチメートルまでの土壤（以下「表層の土壤」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取すること。

(2) 前号の規定により表層の土壤及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取した場合にあっては、当該土壤を、同じ重量混合すること。

(3) 第43条第3項第2号イの規定により30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係る第1号の規定により採取された土壤（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壤）をそれぞれ同じ重量混合すること。

(4) 略

4・5 略

(30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第45条 調査実施者は、第43条第3項第2号アの規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったとき

(試料採取等の実施)

第44条 調査実施者は、前条第3項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、次の各号に掲げる調査対象物質の区分に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壤（地表から深さ10メートルまでにある土壤に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ5センチメートルまでの土壤（以下「表層の土壤」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取すること。

(2) 前号ただし書の規定により土壤を採取した場合にあっては、同号の規定により採取された表層の土壤及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。

(3) 前条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定により30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係る第1号の規定により採取された土壤（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壤）をそれぞれ同じ重量混合すること。

(4) 略

4・5 略

(30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第45条 調査実施者は、第43条第3項（同項第2号アに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったとき

は、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壤ガス調査を行うものとする。

- 2 調査実施者は、第43条第3項第2号イの規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。

3 略

（土壤ガス調査等の結果に伴う試料採取等）

第46条 調査実施者は、土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、当該試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下この条、次条及び第46条の6において「検出範囲」という。）ごとに、基準不適合土壤が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下この条、次条及び第46条の6において「代表地点」という。）において、次に掲げる特定有害物質の種類ごとに、試料採取等を行うものとする。

- (1) 当該代表地点において、気体から検出された調査対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった調査対象物質
- (2) 前号に掲げる調査対象物質が使用等特定有害物質（第42条第1項の規定により、調査対象地において特定有害物質の取扱いその他の行為により当該調査対象地の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していないと認められる特定有害物質の種類又は適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類をいう。以下この項において同じ。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が別表第18の左欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類
- (3) 第1号に掲げる調査対象物質が別表第18の右欄に掲げる特定有害物質の種類であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の左欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該該当する特定有害物質の種類の項の左欄及び右欄に

水基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壤ガス調査を行うものとする。

- 2 調査実施者は、第43条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。

3 略

（土壤ガス調査等の結果に伴う試料採取等）

第46条 調査実施者は、土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、気体又は地下水から調査対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壤が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該調査対象物質に係る試料採取等を行うものとする。

掲げる特定有害物質の種類（第1号に掲げるものを除く。）

2 略

(1) 略

ア・イ 略

ウ 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帶水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）

エ 略

(2) 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量を、土壤溶出量測定方法により測定すること。

（試料採取等の結果の評価）

第46条の2 土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、代表地点において前条第2項第2号の方法により測定した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った検出範囲の区域について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 少なくとも一の代表地点において土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるときを除く。） 土壤溶出量基準

(2) 少なくとも一の代表地点において別表第19の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準

2 前項の規定にかかわらず、検出範囲内の地点において、前条第2項第2号の方法により測定した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地点を含む単位区画において当該試料採取等を行うものとされた特定有害物質について当該各号に定める単位区画とみなす。

(1) 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるときを除く。）  
土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該地点において、次の土壤（ア及びイにあっては、地表から深さ10メートルまでにある土壤に限る。）の採取を行うこと。

ア・イ 略

ウ 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤及び地表から深さ10メートル以内に帶水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）

エ 略

(2) 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、土壤溶出量測定方法により測定すること。

（試料採取等の結果の評価）

第46条の2 土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、前条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った試料採取等区画（同号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該調査対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。）  
土壤溶出量基準

(2) 別表第17の2の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準

- (2) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画  
(3) 土壌溶出量基準に適合したとき 土壌溶出量基準に適合した単位区画

3 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（第43条第3項第2号イの規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行った単位区画の区域を、当該調査対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- (1) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるときを除く。）  
　　土壌溶出量基準  
(2)・(3) 略

（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略）

第46条の3 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について土壤汚染対策法第14条第3項の規定に基づき同法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定（以下「申請に基づく要措置区域等の指定」という。）を受けた場合は、第42条から第46条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 前項の規定により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、調査対象物質について第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例）

第46条の4 略

2 略

3 第1項の規定により試料採取等を行った場合であって、前項において準用する第46条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物

2 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（第43条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行った単位区画の区域を、当該調査対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- (1) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。）  
　　土壌溶出量基準  
(2)・(3) 略

（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略）

第46条の3 調査実施者は、調査対象地が調査対象物質について土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第3項の規定に基づき同法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定（以下「申請に基づく要措置区域等の指定」という。）を受けた場合は、第42条から第46条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 前項の規定により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、調査対象物質について第二溶出量基準に適合せず、かつ、当該調査対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例）

第46条の4 略

2 略

3 第1項の規定により試料採取等を行った場合であって、前項において準用する第46条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画（前項において準用する第

質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1)・(2) 略

(試料採取等の省略)

第46条の6 略

2 前項第1号の規定により試料採取等を行わなかったときにおける試料採取等を行わなかった代表地点に係る検出範囲の区域（次に掲げる単位区画及び全ての区域が第42条第2項第1号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。以下この項において同じ。）を、前項第2号又は第3号の規定により試料採取等を行わなかったときにおける調査対象地の区域を、当該調査対象物質について第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第44条から第46条までの規定による試料採取等の結果が同項第2号又は第3号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該測定に係る土壤の調査対象物質による汚染状態が第46条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該調査対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 略

(2) 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第43条第3項第2号イの規定による試料採取等区画に係るもの）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった単位区画

(3) 第43条第3項第2号アの規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されず、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

(4) 第43条第3項第2号イの規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

46条第2項第2号の規定による測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであった単位区画を除く。）の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1)・(2) 略

(試料採取等の省略)

第46条の6 略

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及びすべての区域が第42条第2項第1号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該調査対象物質について第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 略

(2) 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第43条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るもの）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった単位区画

(3) 第43条第3項（同項第2号アに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されず、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

(4) 第43条第3項（同項第2号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

(5) 略

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第47条 略

2 前項の申請書には、条例第56条第1項に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る土地が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、確認を行うものとする。

(1) 工場又は事業場（当該土壤汚染関係施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

(2) 略

4・5 略

6 前項の届出書には、条例第56条第1項に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

7 知事は、確認を行った後において、第5項の規定による届出その他の資料により当該確認に係る土地が第3項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該確認を取り消すものとする。

8・9 略

(土壤汚染関係施設の廃止等の通知)

第48条 略

(汚染原因の調査等を要しない場合)

第48条の2 条例第57条第1項の規則で定める場合は、土壤の汚染を発見した場合であって、その発見が土壤汚染対策法第3条第1項の規定による調査によるものであるとき、同条第8項、同法第4条第3項若しくは第5条第1項の規定による命令があったとき、同法第4条第2項の規定により提示出したとき、又は同法第14条第1項の規定により申請したとき（同条第3項の規定により認めるときに限る。）とする。

2 条例第57条第2項の規則で定める場合は、土壤汚染対策法第4条第2項の規定により提出した場合、同条第3項若しくは同法第5条第1項の規定

(5) 略

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第47条 略

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る土地が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、確認を行うものとする。

(1) 工場又は事業場（当該土壤汚染関係施設を設置していたもの又は当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

(2) 略

3・4 略

5 知事は、確認を行った後において、前項の規定による届出その他の資料により当該確認に係る土地が第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該確認を取り消すものとする。

6・7 略

(土壤汚染関係施設の廃止等の通知)

第48条 略

による命令があった場合又は同法第14条第1項の規定により申請した場合  
(同条第3項の規定により認める場合に限る。)とする。

(汚染原因の調査等)

第49条 略

(土壤の汚染の拡大の防止措置の方法)

第50条の2 略

(1) 略

(2) 別表第20の中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める措置

2 別表第20の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表3の項に規定する遮断工封じ込め、同表4の項に規定する不溶化、同表7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表8の項に規定する土壤入換え並びに同表9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第21に定めるところによる。

(汚染拡大防止措置の完了の報告)

第51条 略

(振動の規制基準)

第57条 条例第80条第1項の振動の規制基準は、別表第22のとおりとする。

別表第13（第35条関係）

略	
1, 2-ジクロロエチレン	略
略	

別表第15（第35条関係）

略	
1, 2-ジクロロエチレン	略
略	

(汚染原因の調査等)

第49条 略

(土壤の汚染の拡大の防止措置の方法)

第50条の2 前条第1項第3号の汚染の拡大の防止措置の方法のうち、土壤の汚染に係るものは、次の各号によるものとする。

(1) 略

(2) 別表第17の3の中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める措置

2 別表第17の3の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表3の項に規定する遮断工封じ込め、同表4の項に規定する不溶化、同表7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表8の項に規定する土壤入換え並びに同表9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第17の4に定めるところによる。

(汚染拡大防止措置の完了の報告)

第51条 略

(振動の規制基準)

第57条 条例第80条第1項の振動の規制基準は、別表第18のとおりとする。

別表第13（第35条関係）

略	
シスー1, 2-ジクロロエチレン	略
略	

別表第15（第35条関係）

略	
シスー1, 2-ジクロロエチレン	略
略	

別表第17（第38条、第41条関係）  
略

別表第18（第46条関係）

<u>特定有害物質の種類</u>	<u>分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類（以下「分解生成物」という。）</u>
四塩化炭素	ジクロロメタン
1, 1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1, 2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン
1, 1, 2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン

別表第19（第46条の2関係）

略	
1, 2-ジクロロエチレン	略
略	

別表第20（第50条の2関係）

1	土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	(1) 略 (2) 2の項から6の項までの中欄に掲げる土地の土壤の汚染状態に応じ、それぞれこれらの項の右欄に定める方法
---	---	--

別表第17（第38条、第41条関係）  
略

別表第17の2（第46条の2関係）

略	
シスー1, 2-ジクロロエチレン	略
略	

別表第17の3（第50条の2関係）

1	土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	(1) 略 (2) 2の項から6の項までの中欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の右欄に定める方法
---	---	--

2	<p>土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p> <p>(1) 基準不適合土壤のある区域の側面に、不透水層（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壤のある範囲及び深さその他土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壤並びに地下水の第一種特定有害物質による汚染状態が目標土壤溶出量（当該土地にある地下水の当該土地より下流側かつ当該土地に係る土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第30条各号の地点より上流側にある地点であって、汚染の拡大の防止措置を講じた後</p>	2	<p>土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>(1) 基準不適合土壤のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）。</p> <p>(2)～(4) 略</p>
---	--	---	---	---

		<p><u>に地下水基準に適合することを評価する地点（以下「評価地点」という。）において地下水基準に適合するよう定められた当該土地の土壤に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量（当該特定有害物質の量を土壤溶出量測定方法により測定した結果が第二溶出量基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）並びに目標地下水濃度（評価地点において地下水基準に適合するよう定められた当該土地の地下水から検出される特定有害物質の量をいう。以下同じ。）を超えないものであることが確認されている場合に限る。）</u></p>			
略					
4	土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	<p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壤のある範囲及び深さその他土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壤並びに地下水の第二種特定有害物質による汚染状態が目標土</p>	4	土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	(1)～(6) 略

		<p><u>土壤溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されている場合に限る。)</u></p>		
略				
6	土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壤のある範囲及び深さその他他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壤並びに地下水の第三種特定有害物質による汚染状態が目標土壤溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されている場合に限る。)</u></p>		(1)～(5) 略
略				
8	土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ50センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表面を50センチメートル高くすることにより当該建築物	<p>(1) 土壤を掘削して地表面を低くし、<u>基準不適合土壤以外の土壤</u>により覆うこと（以下「土壤入換え」という。）。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	8	<p>土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ50センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表面を50センチメートル高くすることにより当該建築物</p> <p>(1) 土壤を掘削して地表面を低くし、<u>土壤含有量基準に適合する汚染状態</u>にある土壤により覆うこと（以下「土壤入換え」という。）。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

	に居住する者の日常の生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものに限り、前項に掲げる土地を除く。)	
9	土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない土地（前2項に掲げる土地を除く。）  (1) 基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと（以下「盛土」という。）。  (2)～(5) 略	に居住する者の日常の生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものに限り、前項に掲げる土地を除く。)  9 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない土地（前2項に掲げる土地を除く。）  (1) 土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により覆うこと（以下「盛土」という。）。  (2)～(5) 略

別表第21（第50条の2関係）

1 地 下 水 の 水 質 の 測 定	<p>(1) 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定</p> <p>ア 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定すること。</p> <p>イ アによる測定の結果を知事に報告すること。</p> <p>ウ 汚染の拡大の防止措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、アの測定を5年以上継続し、直近の2年間は1年に4回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。</p> <p>(2) 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定</p> <p>ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ウ 当該土地の土壤が目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。</p>
--	---

別表第17の4（第50条の2関係）

1 地 下 水 の 水 質 の 測 定	<p>ア 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定すること。</p> <p>イ アによる測定の結果を知事に報告すること。</p>
--	--

		<p><u>エ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定すること。</u></p> <p><u>オ エによる測定の結果を知事に報告すること。</u></p> <p><u>カ 汚染の拡大の防止措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、エの測定を5年以上継続し、直近の2年間は1年に4回以上測定した結果、当該地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認すること。</u></p>		
2	原位置封じ込め	<p><u>ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</u></p> <p><u>イ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</u></p> <p><u>ウ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地の基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</u></p> <p><u>エ 次のいずれかの方法により、ウにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。</u></p> <p><u>(ア) アの方法と同等以上の方法により、アにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤のある範囲について、深さ1メートルから1メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、土壤溶出量測定方法により測定する方法</u></p> <p><u>(イ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削する場合にあっては、当該掘削された土壤の搬出に係る土壤汚染対策法施行規則第61条に規定する届</u></p>	2	<p><u>ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</u></p> <p><u>イ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</u></p>

出その他の情報により当該掘削された土壤の範囲及び搬出を確認する方法

(ウ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削し、当該掘削された土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とし、当該土壤を埋め戻す場合にあっては、当該土壤について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに1点の土壤を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに5点の土壤を採取し、当該5点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、土壤溶出量測定方法により測定する方法

オ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲の側面を囲み、当該土壤の下にある不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

カ オの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

キ カにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

ク 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じカにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤（基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壤

ウ 基準不適合土壤のある範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある不透水層（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

エ ウの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じエにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤（基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壤

		<p>以外の土壤としたものを除く。以下同じ。)により覆うこと。</p> <p><u>ヶ</u> <u>才の構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。</u></p> <p><u>ニ</u> <u>才の構造物により囲まれた範囲の1以上の地点に観測井を設け、<u>ヶ</u>の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</u></p>		<p>以外の土壤としたものを除く。以下同じ。)により覆うこと。</p> <p><u>キ</u> <u>立の構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の<u>当該範囲の周縁に</u>1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</u></p> <p><u>ク</u> <u>立の構造物により囲まれた範囲に</u>1以上の観測井を設け、<u>キ</u>の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
3	遮 水 工 封 じ 込 め	<p>ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さ<u>その他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</u></p> <p><u>イ</u> <u>評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削し、掘削された土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とすること。</u></p> <p><u>エ</u> <u>ウにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤としたものについて、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては100立方メートル以下ごとに1点の土壤を採取したものに、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては100立方メートル以下ごとに5点の土壤を採取し、当該5点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに、それぞれ含まれる特定有害物質の量を、土壤溶出量測定方法により測定した結果、第二溶出量基</u></p>	3	<p>遮 水 工 封 じ 込 め</p> <p>ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p><u>イ</u> <u>アにより把握された基準不適合土壤を掘削し、掘削された基準不適合土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とすること。</u></p>

		<p><u>準に適合する汚染状態にある土壤であることを確認すること。</u></p> <p>オ 当該土地に、不織布その他のもの表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部に<u>ウ</u>により掘削された<u>目標土壤溶出量</u>を超える汚染状態にある土壤（当該土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、ウにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤としたもの）を埋め戻すこと。</p> <p>カ オにより埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>キ 力により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ク 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当ないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ力により設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>ケ オにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、<u>地下水測定方法</u>により測定した結果、<u>目標地下水濃度</u>を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>ミ オにより埋め戻された場所の内部の1以上の地点に観測井を設け、<u>ケ</u>の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>		<p>ウ 当該土地に、不織布その他のもの表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部に<u>イ</u>により掘削された<u>基準不適合土壤</u>を埋め戻すこと。</p> <p>エ ウにより埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当ないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じエにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>キ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の<u>当該場所の周縁</u>に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を<u>地下水測定方法</u>により測定し、<u>地下水汚染が生じていない状態</u>が2年間継続することを確認すること。</p> <p>ク ウにより埋め戻された場所の内部に1以上の観測井を設け、<u>キ</u>の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
4	地下水汚染の拡	<p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壤のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、<u>地下水測定方法</u>により測定した結果、地下水</p>	4	<p>(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を<u>地下水測定方法</u>により測定し、地下水汚染が当該土地</p>

大の防  
止

汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを越えてはならない。

エ 略

(2) 略

ア 当該土地の地下水汚染の状況その他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 評価地点及び目標地下水濃度を定めること。

ウ 当該土地において土壤汚染に起因する目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にするために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。）を設置すること。

エ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壤のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ウにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、地下水測定方法により測定した結果、地下水基準を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを越えてはならない。

大の防  
止

の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを越えてはならない。

エ 略

(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

ア 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。）を設置すること。

イ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを越えてはならない。

		<u>オ</u> エによる測定の結果を知事に報告すること。			<u>ウ</u> イによる測定の結果を知事に報告すること。
5	土壤汚染の除去	<p>(1) 略  ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ウ 目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壤以外の土壤又はイの土地にあっては、目標土壤溶出量を超えない汚染状態かつ土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p> <p>エ ウにより掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を汚染拡大防止計画に係る土地内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、当該埋め戻す土壤について、当該汚染拡大防止計画に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに1点の土壤を採取したもの又は当該汚染拡大防止計画に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに5点の土壤を採取し、当該5点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、土壤溶出量測定方法又は土壤含有量測定方法により測定した結果、基準不適合土壤以外の土壤であること若しくはイの土地にあっては目標土壤溶出量を超えない汚染状態かつ土壤含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>	5	土壤汚染の除去	<p>(1) 基準不適合土壤の掘削による除去  ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準不適合土壤を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壤以外の土壤により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p>

オ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ウ又はエにより土壌の埋戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に、土壌の埋戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定した結果、目標地下水汚染濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。ただし、現に目標地下水汚染濃度を超えない汚染状態にあるときに土壌汚染の除去を行う場合にあっては、目標地下水汚染濃度を超えない汚染状態にあることを1回確認すること。

(2) 略

ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

ウ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずにを行う方法により、アにより把握された目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌から特定有害物質を除去すること。

エ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ウの目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定した結果、目標地下水汚染濃度を超え

立 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イにより土壌の埋戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に、土壌の埋戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合にあっては、地下水汚染が生じていない状態を1回確認すること。

(2) 原位置での浄化による除去

ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずにを行う方法により、アにより把握された基準不適合土壌から特定有害物質を除去すること。

立 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの基準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された基準不適合土壌のある範囲に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認

		<p><u>ない汚染状態が 2 年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を地下水測定方法により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が 2 年間継続することを確認すること。</u>ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により目標土壤溶出量を超える汚染状態の土壤から当該特定有害物質を除去した場合であって、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあっては、当該地下水基準に適合する汚染状態が 2 年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの 1 回の確認とすることができる。</p> <p>オ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ウの土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤のある範囲について、100 平方メートルにつき 1 地点の割合で深さ 1 メートルからアにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの 1 メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、土壤含有量測定方法により測定した結果、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>		<p>すること。</p> <p>エ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの基準不適合土壤からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された基準不適合土壤のある範囲について、100 平方メートルにつき 1 地点の割合で深さ 1 メートルからアにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの 1 メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を土壤含有量測定方法により測定し、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>
6 遮断工封じ込め	<p>ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ウ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削すること。</p> <p>エ 当該土地に、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある</p>		<p>ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準不適合土壤を掘削すること。</p> <p>ウ 当該土地に、基準不適合土壤の投入のための開口部を</p>	

		<p><u>土壤</u>の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 埋め戻す<u>目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤</u>と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ <u>エ</u>により設置した仕切設備の内部に、<u>エ</u>により掘削した<u>目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤</u>を埋め戻すこと。</p> <p>カ <u>オ</u>により土壤の埋戻しを行った後、<u>エ</u>の開口部を<u>エ</u> (ア)から(ウ)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>キ <u>カ</u>により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ク <u>表面</u>をコンクリート又はアスファルトとすることが適当ないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ<u>カ</u>により設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>ケ <u>オ</u>により埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の1以上の<u>地点</u>に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、<u>地下水測定方法</u>により測定した結果、<u>目標地下水濃度を超えない汚染状態</u>が2年間継続することを確認すること。</p> <p>コ <u>オ</u>により埋め戻された場所の内部の1以上の<u>地点</u>に観測井を設け、<u>ケ</u>の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>		<p>除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 埋め戻す<u>基準不適合土壤</u>と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>エ <u>エ</u>により設置した仕切設備の内部に、<u>エ</u>により掘削した<u>基準不適合土壤</u>を埋め戻すこと。</p> <p>オ <u>エ</u>により土壤の埋戻しを行った後、<u>エ</u>の開口部を<u>エ</u> (ア)から(ウ)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>カ <u>オ</u>により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>キ <u>表面</u>をコンクリート又はアスファルトとすることが適当ないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ<u>オ</u>により設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>ク <u>エ</u>により埋め戻された場所にある地下水の下流側の<u>当該場所の周縁</u>に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を<u>地下水測定方法</u>により測定し、<u>地下水汚染が生じていない状態</u>が2年間継続することを確認すること。</p> <p>ケ <u>エ</u>により埋め戻された場所の内部に1以上の観測井を設け、<u>ク</u>の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
7	不溶化	<p>(1) 略</p> <p>ア <u>基準不適合土壤</u>のある範囲及び深さ<u>その他の土壤汚染の状況</u>並びに<u>その他の汚染拡大防止計画</u>の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ <u>評価地点</u>並びに<u>目標土壤溶出量</u>及び<u>目標地下水濃度</u></p>	7	<p>(1) 原位置不溶化</p> <p>ア <u>基準不適合土壤</u>のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p>

を定めること。

ウ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を薬剤の注入その他の当該土壤を掘削せずにを行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とすること。

エ ウにより性状の変更を行った目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲について、100平方メートルごとに1地点の割合で深さ1メートルからアにより把握された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある深さまでの1メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を土壤溶出量測定方法により測定した結果、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。

オ ウにより性状の変更を行った目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲について、当該土地の区域外への目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

カ ウにより性状の変更を行った目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲にある地下水の下流側の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。

(2) 略

ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

ウ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削

イ アにより把握された基準不適合土壤を薬剤の注入その他の基準不適合土壤を掘削せずにを行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壤溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。

エ イにより性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲について、100平方メートルごとに任意の地点において深さ1メートルからアにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの1メートルごとの土壤を採取し、当該土壤について特定有害物質の量を土壤溶出量測定方法により測定し、土壤溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

オ イにより性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第53条第1号に規定する飛散等をいう。以下同じ。）を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

カ イにより性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲にある地下水の下流側に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

(2) 不溶化埋戻し

ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ アにより把握された基準不適合土壤を掘削し、掘削

し、掘削された土壤を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤すること。

エ ウにより性状の変更を行った土壤について、100立方メートル以下ごとに5点の土壤を採取し、当該5点の土壤をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、土壤溶出量測定方法により測定した結果、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。

オ ウにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

カ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。

略

10	土壤入換え	(1) 略 (2) 略 ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さ <u>その他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染拡大防止計画の作成のために必要な情報</u> について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ～オ 略
略		

された基準不適合土壤を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壤溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤すること。

ウ イにより性状の変更を行った土壤について、おおむね100立方メートルごとに5点から採取した土壤をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壤について特定有害物質の量を土壤溶出量測定方法により測定し、土壤溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。

エ ウにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

オ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を地下水測定方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

略

10	土壤入換え	(1) 略 (2) 区域内土壤入換え ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ～オ 略
略		

別表第22（第57条関係）

略

別表第18（第57条関係）

略

第14号様式（第47条関係）

土地利用方法変更届出書

年　月　日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その）  
名称及び代表者氏名

㊞

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第47条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考　略

第14号様式（第47条関係）

土地利用方法変更届出書

年　月　日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その）  
名称及び代表者氏名

㊞

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第47条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考　略

第15号様式（第47条関係）

土地所有者等の地位の承継届出書

年　月　日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その）  
名称及び代表者氏名

㊞

土地の所有者等の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第47条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考　略

第15号様式（第47条関係）

土地所有者等の地位の承継届出書

年　月　日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その）  
名称及び代表者氏名

㊞

土地の所有者等の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第47条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考　略

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第41条第4項、第43条の2、第44条第3項、第46条、第46条の2及び第46条の6第2項の規定は、この規則の施行の日以後に使用を廃止した香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第52条第1項の土壤汚染関係施設について適用する。  
(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)
- 3 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           1～3 略            4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務            (1) 略            (2) 規則<u>第47条第5項及び第9項</u>の規定による届出の受理            (3) 規則<u>第47条第7項</u>の規定による確認の取消し            (4) 略            (5) 規則<u>別表第21の1の項(1)イ及び(2)オ</u>並びに4の項(1)エ及び<u>(2)オ</u>の規定による報告の受理         </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           別表第1（第2条関係）  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           1～3 略            4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務            (1) 略            (2) 規則<u>第47条第4項及び第7項</u>の規定による届出の受理            (3) 規則<u>第47条第5項</u>の規定による確認の取消し            (4) 略            (5) 規則<u>別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウ</u>の規定による報告の受理         </td></tr> </table> </td></tr> </table> <p>5・6 略</p>	1～3 略 4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務 (1) 略 (2) 規則 <u>第47条第5項及び第9項</u> の規定による届出の受理 (3) 規則 <u>第47条第7項</u> の規定による確認の取消し (4) 略 (5) 規則 <u>別表第21の1の項(1)イ及び(2)オ</u> 並びに4の項(1)エ及び <u>(2)オ</u> の規定による報告の受理	別表第1（第2条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           1～3 略            4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務            (1) 略            (2) 規則<u>第47条第4項及び第7項</u>の規定による届出の受理            (3) 規則<u>第47条第5項</u>の規定による確認の取消し            (4) 略            (5) 規則<u>別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウ</u>の規定による報告の受理         </td></tr> </table>	1～3 略 4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務 (1) 略 (2) 規則 <u>第47条第4項及び第7項</u> の規定による届出の受理 (3) 規則 <u>第47条第5項</u> の規定による確認の取消し (4) 略 (5) 規則 <u>別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウ</u> の規定による報告の受理	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           1～3 略            4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務            (1) 略            (2) 規則<u>第47条第4項及び第7項</u>の規定による届出の受理            (3) 規則<u>第47条第5項</u>の規定による確認の取消し            (4) 略            (5) 規則<u>別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウ</u>の規定による報告の受理         </td></tr> </table> <p>5・6 略</p>	1～3 略 4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務 (1) 略 (2) 規則 <u>第47条第4項及び第7項</u> の規定による届出の受理 (3) 規則 <u>第47条第5項</u> の規定による確認の取消し (4) 略 (5) 規則 <u>別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウ</u> の規定による報告の受理
1～3 略 4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務 (1) 略 (2) 規則 <u>第47条第5項及び第9項</u> の規定による届出の受理 (3) 規則 <u>第47条第7項</u> の規定による確認の取消し (4) 略 (5) 規則 <u>別表第21の1の項(1)イ及び(2)オ</u> 並びに4の項(1)エ及び <u>(2)オ</u> の規定による報告の受理	別表第1（第2条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           1～3 略            4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務            (1) 略            (2) 規則<u>第47条第4項及び第7項</u>の規定による届出の受理            (3) 規則<u>第47条第5項</u>の規定による確認の取消し            (4) 略            (5) 規則<u>別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウ</u>の規定による報告の受理         </td></tr> </table>	1～3 略 4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務 (1) 略 (2) 規則 <u>第47条第4項及び第7項</u> の規定による届出の受理 (3) 規則 <u>第47条第5項</u> の規定による確認の取消し (4) 略 (5) 規則 <u>別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウ</u> の規定による報告の受理			
1～3 略 4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務 (1) 略 (2) 規則 <u>第47条第4項及び第7項</u> の規定による届出の受理 (3) 規則 <u>第47条第5項</u> の規定による確認の取消し (4) 略 (5) 規則 <u>別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウ</u> の規定による報告の受理					
1～3 略 4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務 (1) 略 (2) 規則 <u>第47条第4項及び第7項</u> の規定による届出の受理 (3) 規則 <u>第47条第5項</u> の規定による確認の取消し (4) 略 (5) 規則 <u>別表第17の4の1の項イ並びに4の項(1)エ及び(2)ウ</u> の規定による報告の受理					